令和８年度京都府公立学校情報機器整備等売買契約業務に係る仕様書

１　概要

本書は京都府において学校教育の情報化の推進のために、必要な情報通信機器の売買契約に係る仕様等について記したものである。

２　業務の詳細

(1) 調達機器等仕様

４「調達機器等一覧」のとおり

(2) 納入場所

納入場所については、各市町（組合）教育委員会が指定する場所とする。詳細については、各市町（組合）教育委員会と契約の際に協議の上、決定すること。

４(2)「設計及び設定作業」を行う各市町（組合）教育委員会については、各学校への納入を想定すること。

(3) 納品期限

令和９年３月 31 日

詳細については、各市町（組合）教育委員会と契約の際に協議の上、決定すること。

３　特記事項

(1) 各市町（組合）教育委員会と契約する際には、本業務の必要な事項を協議の上、契約を行うこと。

(2) 納入物品に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。

(3) 機器の調達、納入、見積りの作成に係る費用については、すべて受注者の負担とする。

(4) 本業務を実施するにあたり、各市町（組合）教育委員会が定める規程、法令等を遵守すること。

(5) 本業務に係る作業を実施するにあたり、契約上知り得た情報を第三者に開示又は本共同調達に係る作業以外の目的で使用してはならない。

また、本業務に係る業務に関与した落札者の所属要員が異動した後においても、機密が保持されるための措置を講じるものとする。

(6) 保守体制として各市町（組合）教育委員会に端末修理交換のためのサポート窓口を設けること。

(7) 調達機器について、納品前の一時的な物品の保管については、適切に保管すること。

(8) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

4　調達機器等一覧

なお、調達数は別紙「各市町（組合）教育委員会納入台数等一覧」のとおりとする。

(1)　導入内容

ア　タブレット端末

項目	仕様等
OS	iPadOS（iPadOS18 以上、日本語版）
ストレージ	128GB 以上
画面	11 インチ、タッチパネル
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac 以上
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
音声接続端子	USB Type-C ポートに 3.5mm プラグ仕様のマイク・ヘッドフォンが接続できる変換アダプタを端末台数分用意すること（ハードウェアキーボードの本体カバーを取り付けた状態でも、本アダプタを端末の USBType-C ポートに接続できること）
外部接続端子	USB2.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを１つ以上有していること
バッテリー稼働時間	８時間以上
重さ	1.5kg 程度を超えないこと（本体及びハードウェアキーボード）
電源アダプタ等	導入端末に対応する電源アダプタ及びケーブルを添付すること
その他	Automated Device Enrollment(旧 : Device Enrollment Program)に対応していること
製品名	Apple 社 iPad（iPad(A16)モデル） Wi-Fi モデル

イ　キーボード一体型ケース

項目	仕様等
本体	・導入する学習用端末に対応していること ・保護性能において MIL 規格を取得していること ・防塵、防滴の機能を有していること ・スタンド機能を有すること ・液晶画面を覆うカバーが付いたケース（いわゆる手帳・ノー

	ト型）であること ・タッチペンを持ち運ぶためのホルダーがあること ・導入する学習用端末の画面サイズに対応すること
キーボード	・日本語 JIS キーボードであること
その他	・端末本体とは Smart Connector を使って接続でき、ペアリングや充電が不要であること ・３年/５年間のメーカー保証を付帯すること （故障交換時の問い合わせに際して、利用者による直接の故障交換依頼にも対応できる窓口を有していること）
製品名①	株式会社ロジクール RUGGED COMBO4 （iK1061BB） ３年保証
製品名②	株式会社ロジクール RUGGED COMBO4 （IK1061BB-EX5） ５年保証

ウ　USB-C - 3.5 mm ヘッドフォンジャック変換アダプタ

項目	仕様等
変換アダプタ	ヘッドフォンやスピーカー等の標準的な 3.5mm オーディオプラグを USB-C デバイスに接続するためのアダプタとして、調達する iPad（Apple 社）に適合すること
製品名	アーテック： 型番：74094 イヤホン変換ケーブル（TypeC-3.5mm ステレオミニプラグ）

エ　タブレット端末用ペン

項目	仕様等
タブレット端末用ペン	・傾き検知機能付であること ・パームリジェクション機能付であること ・Bluetooth 接続が不要であること ・スリープモード機能付であること ・充電用ケーブルとして「USB(C) - USB(C)」のケーブル、替芯が３本付属されていること ・ペン先径が約 1.5mm であること ・駆動時間は約 10 時間あること ・保証期間が５年間であること
製品名	株式会社エムディーエス　MDC-TPAP02WHY5 iPadOS 専用充電式タッチペン GIGA スクール長期保証モデル

オ　端末管理用ソフト（MDM）

項目	仕様等
端末管理用ソフト（MDM）	・管理画面は特別な管理ソフトウェアを必要とせず、Web ブラウザ上で動作可能であること ・MDM 管理画面にて、Apple Configrator によるプロファイル作成を必要とせず、デバイス設定作成が可能であること ・アプリ配信管理機能があること ・MDM の機能を活用した独自のアプリストアの設置機能があり、日本語で登録ソフトウェア自体の紹介の登録ができること ・端末位置情報の取得ができること ・不正改造（JailBreak）検知機能 を有すること ・同一管理者（教育委員会テナント）による１万台以上の iPad OS 端末の管理運用の実績があること ・Automated Device Enrollment（ADE）に対応していること ・Apple School Manager（ASM）に対応していること ・日本語対応のメーカーヘルプデスクに問合せが可能なこと ・管理画面が完全日本語対応していること ・端末の稼働状況の確認ができること ・端末初期化の指示と同時に指定の Wi-Fi 情報も配信し、端末初期化後も自動的に Wi-Fi 接続ができるよう管理できること（Return to Service）
製品名①	インヴェンティット株式会社 mobiconnect for Education with AAES３年
製品名②	インヴェンティット株式会社 mobiconnect for Education with AAES ５年

カ　液晶保護フィルム

項目	仕様等
液晶保護フィルム	・導入する学習用端末に対応していること ・映り込み防止、指紋軽減、気泡軽減であること
製品名	光興業株式会社　ZESH-IPAD109 液晶保護フィルム

(2)　設計及び設定作業

設計及び設定作業を依頼する教育委員会は、別紙「各市町（組合）教育委員会納入台数等一覧」のとおりとする。

ア　設計作業

タブレット端末及び端末管理用ソフトウェア等、必要な内容を各市町（組合）教育委員会にヒアリングを行い、最適な設計を実施すること。

決定した設計内容、実際に設定する情報の一覧を記載した基本設計書を作成し、各市町（組合）教育委員会及び各学校に配付すること。

イ　設定作業

タブレット端末及び端末設定ソフトウェア等について、下記の設定作業を実施すること。

(ｱ)　タブレット端末への最新 OS のインストール

(ｲ)　設計内容のタブレット端末及び端末管理用ソフトウェアへの設定

(ｳ)　端末におけるインターネットへの接続設定

ネットワーク側の設定については業務範囲外とする。

なお、ネットワーク接続を行うための必要な情報については、速やかに各市町（組合）教育委員会に提供すること。

(ｴ)　タブレット端末に対する附属品等の装着作業

キーボード一体型タブレットケース及び液晶保護フィルムを調達する場合は各市町（組合）教育委員会と別途協議の上、必要に応じて装着等して納品すること。

納入する全ての機器等に管理、識別可能なようにラベル（テプラシール等）を貼付すること。ラベル貼付の要否、貼付場所、貼付個数及び記載する情報等については、各市町（組合）教育委員会と協議して貼付すること。

機器等の搬入経路や設置箇所等について、各市町（組合）教育委員会及び学校担当者の指示に従うこと。

ウ　その他

以下の作業については、設計及び設定作業の業務範囲外とする。

(ｱ)　上記以外のアカウント設定と年次更新作業

(ｲ)　運用開始後の OS 及びアプリケーションのアップデート作業

(ｳ)　運用開始後に各市町（組合）教育委員会及び各学校の都合で生じたタブレット端末及びアプリケーションの設定変更

(3)　提出図書

受注者は、納入時に以下の図書を各市町（組合）教育委員会及び各学校に電

子データで提出すること。
　ただし、具体的内容については、各市町（組合）教育委員会と協議の上作成すること。

区分	概要	提出先	
		教育委員会	各学校
取扱説明書	納入物品に添付される取扱説明書	１部	１部ずつ
ライセンス証書	ソフトウェアの使用許諾を示すライセンス証書又はそれに代わる権利を保証する書面がある場合は提出すること。	１部	１部ずつ
納入物品一覧表	設計及び設定作業を行う場合、以下の内容を一覧表で提出すること。 ・品名 ・型番 ・シリアル番号 ・ＭＡＣアドレス ・附属品 ・納入物品の構成品、インストールしたソフトウェア	１部	１部ずつ

(4)　納入条件

ア　納入する機器等については、市販されている物とし、改造及びカスタマイズは不可とする。

イ　機器等の調達、納入に係る費用についてはすべて受注者の負担とする。

ウ　納入場所までの輸送費用及び輸送に係る物品の保険費用は、すべて受注者が負担すること。

エ　機器等の梱包は受注者が開封し、外観上・機能上の破損等がないか確認すること。また、搬入に係る梱包資材等の不要物については、受注者が持ち帰ることとし、受注者の責任において適切に処分すること。

オ　搬入作業の際に、施設等の破損があった場合は、各市町（組合）教育委員会と協議の上、対応すること。

カ　納入完了後、担当者の検査を受けることとし、これに合格したことをもって検収とする。

キ　受注者は検収後１年以内において、納入物品の設計・製造等に起因する不具合が生じた場合、修理または交換する責を負うものとし、その費用は受注者が負担することとする。

５　端末活用支援

端末活用支援については本業務内容ではないが、各市町（組合）教育委員会が端末活用支援を依頼する場合は、以下のとおり対応が可能であること。

詳細については、各市町（組合）教育委員会と別途協議の上、契約すること。

項目	仕様等
iPad 活用研修	iPad の基本機能や純正アプリケーションの活用研修だけでなく，各市町（組合）教育委員会及び学校のビジョンと課題をヒアリングし，それに応じた計画を立て、教員の人材育成を含む活用促進を目的とした活動を実施すること。 ・研修講師はApple認定資格の「Apple Professional Learning プロバイダー」のメンバー、または実際に ICT を活用した授業の実践経験者であること。 ・１回あたりの研修時間は最大で 120 分程度とし、４回/年を上限とする。対面・遠隔などについては研修内容等に応じて都度協議とする。 ・必要に応じて iPad の基本機能や純正アプリケーションの理解度を可視化できるスキルチェックを実施し、理解度の結果をふまえた最適な研修内容も報告書に含めること。 ・研修資料は電子データで納品することとし、印刷は不要とする。
研修動画サービス	・オンデマンド型の教員向け研修動画サービスを提供すること。 ・動画サービスには以下のコンテンツを含んでいること。 ①iPad の基本機能（アクセシビリティ、写真、カメラ） ②純正アプリ（Keynote、Numbers、Pages、Clips、iMovie、クラスルーム、スクールワーク） ③動画サービスは視聴 ID 毎に「いつ、どの動画を何回視聴したか」集計ができること。 （動画については視聴ログを確認できることとする）
iPad の運用支援	学習や指導に iPad を最大限活用するための方法を提案することができ、それを実装する知識及び技術を有していること。「Apple Premium Education Partner」の資格をもっていること。または、以下の項目すべてを網羅していること。 ・教育委員会に対して「一人１台の iPad」と「それらを管理するための MDM 製品を組み合わせた導入設計から実装」までの実績があること。

	・Apple Professional Training に含まれる「Device Support」および「Deployment and Management」の資格を有する技術者が在籍していること。 ・AppleCare OS Support for Resellers を契約していること。
業務内容	・問い合わせ専用窓口を開設して対応をすること。 ・本業務を遂行する体制図を作成し契約開始時に提出すること。 ・問い合わせ内容とその回答を管理し、毎月単位で整理し、最低でも四半期に１度は電子データとして提出すること。 ・問い合わせ範囲に含まれているシステムアップデートがあった際は、運用管理面だけでなく教育現場での端末活用に有益な内容を抜粋した上で情報を提供すること。 ・ID 運用管理や年次更新作業、日々の端末管理などの課題に対する改善策を半期に 1 回程度の頻度で実施する定例会で提示すること。さらに、作業プロセスを検証した上で、手順書等を作成し改善作業のサポートを担うこと。(あくまでも作業主体者は教育委員会とする) ・加えて、設計・設定に変更が生じた場合は都度、変更管理書に履歴を残すこと。 ・教育委員会に担当変更が生じた際などに運用管理に必要な研修会を実施すること。 ・納品時に受注者が納品する「運用ガイド」に変更があった場合は最新版を納品すること。 ・ＭＤＭを利用した管理運用にあたり、操作方法をまとめたオンデマンド型の動画マニュアル※を提供すること。 ※動画マニュアル -アプリの管理（アプリ配信、アップデート、削除、mobiApps オンデマンド) -システムアップデート -iPad に設定されているパスコードのリセット -iPad 紛失時の対応 -動画については視聴ログを確認できること。
問い合わせ範囲	問い合わせの範囲は以下の通りとする。 ・Apple（iPad OS /Apple School Manager /アプリ） ・mobiconnect 問い合わせ対応は、教育委員会に対して「一人１台の iPad」

	と「それらを管理するための MDM 製品を組み合わせた導入設計から実装」までの実績がある企業の専任技術者を設置し、原則メールやチャット等、テキストによる対応とする。 ・問い合わせ元は教育委員会（保守委託企業も含む）とする。 ・各種問い合わせに回数制限を設けないこと。

6　既存端末の適正な処分

既存端末の適正な処分については、本業務内容ではないが、各市町（組合）教育委員会が既存端末の処分を依頼する場合は、以下のとおり対応が可能であること。

詳細については、各市町（組合）教育委員会と別途協議の上、契約すること。

項目	仕様等
処分方法	・各学校からの回収配送手配、回収に関する梱包材の準備、現地での梱包作業については受注者にて対応すること。回収費用についても負担すること。 ・既存端末を適正に処分することにより、収益が発生する場合については、端末の受け渡しについて別途書面にて取り交わすこと。また、収益の取扱いについては、各市町（組合）教育委員会と協議すること。 ・既存端末が iPad である場合、下記作業については各市町（組合）教育委員会が行うこととする。 (1) アクティベーションロックの解除 (2) Apple School Manager の所有解除 (3) MDM 管理の解除 (4) タブレット端末の初期化 ※受注者は上記の作業を各市町（組合）教育委員会が行う際の作業手順書を作成し、納品すること。 ・データ消去作業は ADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた業者で行うこと。 ・回収後、端末に保存されているデータは全て消去又は破砕し、その証明を書面で提出した後でなれければ、これらを再活用又は処分することができない。（ただし証明書の様式は問わない。）
諸注意	・引取後の取扱いについては、「GIGA スクール構想の下で整備さ

	れた１人１台端末等の適正な処分（再使用又は再資源化）等について」を参照の上、適切に処分・再資源化等を行うこと。なお、受注者が直接引き取る場合、あるいは再委託する場合に限らず、これらの処分・再資源化の実施に必要な免許・許可等を有する必要があることに留意し、履行に当たってはこれらの免許・許可等の写しを提供したうえで実施すること。 （参考 URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02540.html）